

第3章

第
3
章

プランの推進体制

- 1 周知と共有
- 2 連携と協働
- 3 評価と進行管理

第3章 プランの推進体制

東京都南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランは、南多摩保健医療圏に生活する全ての住民が健康で安心して暮らせるよう、地域の保健医療施策を推進するための基本的な方向性を示すものです。

このプランを着実に推進していくためには、保健所、市、医師会等の関係団体等と住民が、相互に連携・協力しながら様々な取組を計画的に実行していくことが必要です。このため、都保健所は、次の方策により、プランの着実な推進を図ります。

1 周知と共有

- 本プランが、住民及び多くの関係者に十分な理解と協力が得られ、有効に進められるよう、周知と共有を図ります。

保健所ホームページに掲載するとともに、地域の各種イベント、関係機関との連絡会議、講演会や研修会等のあらゆる機会を通じて周知し、プランの推進に向けて各関係者の共通認識を醸成します。

2 連携と協働

- 市及び保健所等の行政機関、各関係機関・団体、企業、住民は、相互に緊密な連携と協働を図りながら、本プランを推進します。

このため、それぞれの役割を十分果たすことができるよう、これら関係者間の相互理解と問題意識、情報の共有を図るとともに、住民の自主的な活動を促進します。

3 評価と進行管理

- 重点プランを達成するために掲げた指標のプロセス等の推移を把握し、評価検証を行うため、南多摩地域保健医療協議会において、進行管理を行い、着実な推進を図ります。

また、プランの具体的な取組や進捗状況、今後に向けた対応等については、南多摩地域保健医療協議会の下に設置した3つの専門部会において検討を行います。



